

介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて

1. 運営業務委託仕様書抜粋

介護予防支援業務担当件数の上限

三職種に介護予防支援業務等を担当させる場合には、委託業務の実施に支障が生じないようにするため、原則 1 人あたり 1 月 20 件を上限とする。（経過措置実施済。平成 30 年度（2018 年度）は 40 件、平成 31 年度（2019 年度）は 30 件を上限。）

なお、総合相談支援業務等において三職種が介護予防支援業務等を担当することが効果的な支援につながる等、やむを得ず上限を超える場合については、事前に今後の対応方針を示した上で本市と協議を行うこと。ただし、事前協議を行わなかった場合や、長期間に渡り何ら状況の改善が見られない場合については、上限を超えた件数分の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費を委託料より減額する場合がある。

2. 令和 5 年度（2023 年度）実績（2 月調査）

27 センター中、11 センター（約 40.7%）上限件数を超過（前年度は 9 センター）

	中央	東	西	南	北	計
センター数	6	5	5	6	5	27
うち 件数が超過した センター数	5	1	3	1	1	11
割合	83%	20%	60%	17%	20%	40.7%

3. 担当件数の上限を超過した主な理由（超過した 11 センターと協議）

・地域包括支援センター職員の異動・退職

職員の退職や産休・育休に伴う増員や補充への募集がなかったことにより三職種の担当件数が増加している。

・再委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー不足

居宅介護支援事業所のケアマネジャーの人員が不足しており、委託をすることが困難。また、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの退職に伴い、委託していたケースを返上される。

(参考) 単位数の比較

	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援費
対象者	要支援者（１・２）	要介護者（１～５）
単位数	438 単位 ① ①は②の４割程度	区分（Ⅰ）４０件まで 要介護１・２：１,０７６単位 ② 要介護３～５：１,３９８単位
主な 作成者	地域包括支援センター ただし、居宅介護支援事業所に委託 することも可能。	居宅介護支援事業所

４．令和６年度（２０２４年度）委託料の対応

本市としては、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（以下、介護予防支援業務等という）を居宅介護支援事業所に再委託することが困難となっている状況から、**センター運營業務委託料の減額は行わないこと**としたい。なお、各センターには引き続き、ケアマネジャーの求人等の対応策を講じ、三職種の介護予防支援業務等の担当件数が上限内となるよう努めるよう求めている。

５．市としての今後の方針

本市においては引き続き、地域包括支援センター連絡協議会と連携し、居宅介護支援事業所に協力を求めることで介護予防支援業務等の外部委託を行いやすい環境整備を進めていく。

なお、令和６年度より地域包括支援センターの業務負担軽減のため、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けて、介護予防支援を実施することが可能となり、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として介護予防支援を行う場合には、単位数が増額されている。

また、居宅介護支援事業所のケアマネジャー１人あたりの担当件数の積算にあたり、介護予防支援の件数については、これまで２分の１を乗じて計算していたところ、来年度以降は３分の１を乗じて計算することとされている。

	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援費
対象者	要支援者（１・２）	要介護者（１～５）
単位数	442 単位（地域包括支援センター） 472 単位（居宅介護支援事業所）	区分（I）45 件まで 要介護１・２：1,086 単位 要介護３～５：1,411 単位
主な 作成者	地域包括支援センター ただし、居宅介護支援事業所に委託 することも可能。	居宅介護支援事業所

※介護予防ケアマネジメントについては、令和６年度以降も、地域包括支援センターで行うこととされている（ただし、居宅介護支援事業所に委託することは可能）。